

**令和 7 年度
第 1 回豊山町成年後見センター
運営協議会**

日時 令和 7 年 8 月 2 8 日（木）午前 1 1 時
場所 豊山町社会福祉協議会 2 階 集会室

豊山町保険課 包括支援グループ

次 第

1 あいさつ

2 会長の選出について

3 議題

(1) 豊山町成年後見センター事業について

(2) エンディングノートについて

4 その他

目次

【議題（１）】豊山町成年後見センター事業について	
令和６年度 豊山町成年後見センター事業報告	1
令和７年度 豊山町成年後見センター事業の進捗状況	2
【議題（２）】エンディングノートについて	3
豊山町成年後見センター運営協議会委員名簿	4
豊山町成年後見センター運営協議会設置要綱	5
豊山町成年後見センター事業実施要綱	6
豊山町成年後見制度利用支援事業実施要綱	7

【議題(1)】豊山町成年後見センター事業について

令和6年度 豊山町成年後見センター事業報告

(1) 活動

『 豊山町成年後見センター運営協議会 』 開催日：令和6年6月24日 令和7年2月21日 ・令和5年度の事業報告と令和6年度の進捗状況について ・令和7年度事業計画（案）について
--

『 豊山町成年後見センター受任調整会議 』（年4回） 開催日：令和6年5月16日・令和6年8月23日 令和6年11月21日・令和7年2月20日 ・事例の検討（相談事例の共有と方針決定） ・情報共有

(2) 相談実績

(件)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
内訳													
相談件数（センター相談）	3	1	3	2	1	2	1	2	1	2	2	2	22
うち面接	2	0	2	1	1	2	1	2	1	2	2	2	18
うち電話	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
法律相談（弁護士相談）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
うち住民相談	1	1	2	1	0	2	1	0	1	0	1	0	10
※その他からの相談	1	1	0	1	2	0	1	2	1	2	1	2	14
申立支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※その他からの相談…関係機関からの相談

(3) 取組み

『 弁護士による法律相談 』（年12回） ・センター相談 <u>22件（うち面接18件、電話4件）</u> ・弁護士相談 <u>24件（うち住民相談10件、関係機関からの相談14件）</u> 主な相談内容・・・遺産相続、財産管理、不動産売却、相続登記、遺言等	『 町民、関係機関等への広報、普及啓発活動 』 ・社協だより・・・法律相談の開催案内を掲載(毎月) ・広報とよやま・・・成年後見法律相談の開催案内(毎月) ・社協の事業「福祉フェスティバル」や「社協ウィーク」において、相談窓口設置やパネル展示を実施した。 ・町内の金融機関や医院などにパンフレットを配布し連携協力を依頼した。
『 関係会議及び研修 』 家裁連絡協議会、県社協研修会、権利擁護研修会、近隣市町の成年後見促進セミナー等に参加した。	

令和7年度 豊山町成年後見センター事業の進捗状況

令和7年7月末時点

事 項	説 明	目 標	進 捗 状 況
普及 啓 発	町民及び関係機関等に対して、豊山町成年後見センター及び成年後見制度についての普及啓発に努める		
	広報誌・ホームページに制度説明や関連行事について掲載する。 パンフレットを活用して普及啓発を進める。	通 年	社協だより……成年後見制度のご案内を掲載(5月号) 法律相談の開催案内を掲載(5月号・8月号) 広報とよやま…法律相談の開催案内を掲載(毎月)
	民生委員児童委員協議会、ケアマネ会議、障害者支援協議会、関係事業所等から成年後見制度の利用を必要とする人の発見につながるような情報を獲得できるよう連携を図る。	通 年	福祉課、地域包括支援センター、介護支援事業所、相談支援事業所等から情報を得て、相談に繋いでいる。
	フェスティバルやイベント等で相談コーナーを設置し、また出前講座を開催するなど普及啓発をすすめる。	通 年	社協の事業「福祉フェスティバル」や「社協ウィーク」において、相談窓口の設置やパネル展示の予定。
相 対 談 応	関係機関と連携して、他の行政施策も活用しながら相談対応し、成年後見制度の適切な利用支援に努める。		
	適切に相談に応じる。必要に応じて関係機関と連携を図って対応する。	通 年	福祉課、地域包括支援センター、介護支援事業所、相談支援事業所等と連携して対応している。 センター相談9件（面接3件、電話6件）（7月末時点）
	弁護士による無料法律相談会を開催する。 住民からの相談また関係事業者等からの相談にも対応して相談会の有効活用を図る。相談会の機会を適宜活用してもらえよう、住民及び関係事業所等へ周知に努める。	毎 月	毎月1回、法律相談を開催し、多様な相談に対応している。 （遺産相続、財産管理、不動産売却、相続登記、遺言等） 法律相談10件（住民相談6件、その他4件）（7月末時点）
会 議 開 催	制度の適切な利用及び利用者等への適切な対応に向けて、関係会議を効果的に開催する。		
	運営協議会 センター事業の運営を監督するとともに、関係機関の連携強化を図る。	年1回	開催（8月28日） ・令和6年度の実績報告と令和7年度の進捗状況について ・エンディングノートについて
	受任調整会議 関係機関が連携して、制度が適切に利用されるよう審議を行う。	年4回	開催（5月22日、8月28日、11月予定、2月予定） ・ケース検討 ・エンディングノートの見直しについての意見交換
	チーム会議 支援が必要な人の情報交換、個別事案の支援策を検討する。	適 宜	なし
研 修 会 等	研修会を開催して関係機関とともに成年後見制度について理解を深める。成年後見・人権擁護・虐待等にかかる関係会議に参加する。	適 宜	家事と家裁の連絡協議会、県社協研修会、権利擁護研修会、近隣市町の成年後見促進セミナー等に参加する予定。
そ の 他	県社協や近隣の後見センターの状況を参考にしながら研究する。	適 宜	研究中

【議題(2)】エンディングノートについて

現在のエンディングノートは令和3年度に作成し、これまで社会福祉協議会主催のイベントや住民主体サロン等で配布してきた。しかし、書き方が分かりにくいなど意見をいただいた。このため、新たに内容を見直し、幅広い方に手にとっていただくようリニューアルを実施。

名称をより親しみやすく「わたしのもしもノート」として、これからをよりよく生きるためのツールとして活用いただけるよう啓発に取り組んでいく。

今回の大きな変更点

- ① 名称を「エンディングノート」から、より親しみやすい「わたしのもしもノート」に変更
- ② 視覚的・記入のしやすさ
- ③ イラストを多く入れて親しみやすく
- ④ 終末期医療の項目を充実
- ⑤ 財産等、今知られたくないことは、封筒に入れて封ができるように

今後の取り組みについて

- R7.9.21
- ・福祉フェスティバルの成年後見センターブースにて配布
(成年後見センター、法律相談の案内を行い、希望者に「わたしのもしもノート」を配布)
 - ・地域包括支援センター、社会福祉協議会窓口等で配布
 - ・ポスターを各施設に掲示(病院や薬局、福祉施設等)
- R7.11
- ・厚生労働省が定める11月30日(土)「人生会議の日」の日に合わせ、11月広報に特集記事掲載(人生会議(ACP)、在宅医療、成年後見センター、エンディングノート)
 - ・SNS等配信予定
- R8.2
- ・社会福祉協議会主催の「ふれあい食事会」にて、エンディングノートを配布。
参加者を対象に人生会議(ACP)とエンディングノートについて講演
次年度以降 書き方講習会等、幅広く周知予定



豊山町成年後見センター運営協議会委員名簿

	選出区分	所属	氏名
3条1号委員	弁護士	後藤・水野法律事務所 弁護士	水野 明美
3条2号委員	社会福祉士	愛知県社会福祉士会 社会福祉士	奥村 朱美
3条3号委員	高齢者福祉関係団体	豊山町ケアマネ会 副会長	山下 美津子
3条4号委員	障害者福祉関係団体	障害者相談支援センター杜の風 所長	小尾野 力
3条5号委員	民生委員・児童委員	豊山町民生委員協議会 会長	岡島 清隆
3条6号委員	豊山町社会福祉協議会	豊山町社会福祉協議会 事務局長	鈴木 雅之
3条7号委員	生活福祉部長	豊山町生活福祉部長	日比野 敏弥

＜任 期＞ 令和7年6月1日～令和9年5月31日

＜設置根拠＞ 豊山町成年後見センター運営協議会設置要綱第3条第2項

豊山町成年後見センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 豊山町成年後見センター（以下「センター」という。）の公正で円滑な運営を図るため、豊山町成年後見センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの事業及び運営に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 運営協議会は、8人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 社会福祉士
- (3) 高齢者福祉関係団体の代表者
- (4) 障害者福祉関係団体の代表者
- (5) 民生委員・児童委員の代表者
- (6) 社会福祉法人豊山町社会福祉協議会の代表者
- (7) 生活福祉部長
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を防げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 運営協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 会長は、成年後見制度に関し優れた識見を有する者（以下「オブザーバー」という。）を運営協議会に出席させることができる。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集する。

2 運営協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、運営協議会に委員及びオブザーバー以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員、オブザーバーその他運営協議会に出席した者は、職務に関して知り得た内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 運営協議会の庶務は、生活福祉部保険課地域包括支援センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

豊山町成年後見センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない高齢者又は障がい者等（以下「高齢者等」という。）に対して、成年後見制度の利用促進を図るとともに、必要な支援の提供及び円滑な運用を図ることを目的として、豊山町成年後見センターが実施する事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、豊山町とする。

2 町長は、事業を適切に実施できると認められる法人その他の団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 成年後見制度の利用に関する相談及び利用支援に関すること。
- (2) 成年後見制度の普及及び啓発に関すること。
- (3) 成年後見制度に関する支援のためのネットワーク整備に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業
(関係機関等との連携)

第4条 事業の実施にあたっては、司法関係機関、福祉関係機関、医療関係機関等と連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるように努めるものとする。

(対象者)

第5条 事業の対象者は、豊山町に住所を有する高齢者等並びに当該高齢者等の家族及び当該高齢者等を支援する者等とする。ただし、町長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(実施日等)

第6条 事業の実施日及び実施時間は、次に掲げる日以外の午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

豊山町成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」と総称する。）の権利擁護の促進を目的として実施する成年後見制度利用支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 町長は、成年後見制度を利用する要支援者に対して、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する者について、その福祉を図るため特に必要と認めるときに、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項及び第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行うこと。
- (2) 家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担すること。
- (3) 審判請求費用に対して助成すること。
- (4) 成年後見人、保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人及び補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の業務に係る報酬等に対して助成すること。

(審判請求の対象者)

第3条 審判請求の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者（医療機関又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に定める社会福祉施設に住所を有する者を除く。）で、町が実施する高齢者及び障害者福祉制度により扶助している要支援者のうち、次に掲げる事項を総合的に考察した上で町長が決定する。

- (1) 事理を弁識する能力の程度
- (2) 2親等内の親族の存否、当該親族による審判の対象者保護の可能性及び審判請求を行う見込み。ただし、3親等又は4親等の親族であって、審判請求のできる者の存在が明らかである場合は、この限りでない。
- (3) 町又は関係機関が行う各種支援施策の活用の効果
- (4) 生活、経済の状況及び要支援者の福祉を図るために必要な事項

(審判請求費用の求償)

第4条 町長は、審判請求費用に関し、審判の対象者又は当該関係者が負担すべきであると判断したときは、町が負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令を促す申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

2 町長は、前項の家庭裁判所の命令があったときは、当該命令に定める額の範囲内で審判の対象者又は当該関係者に審判請求費用の全部又は一部を求償するものとする。

(審判請求費用及び報酬等の助成)

第5条 町長は、対象者に成年後見人等が付された場合において、成年後見人等を付された者（以下「被後見人等」という。）又は審判請求を行った者（以下「申立人」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、申立人が負担した審判請求費用の全部又は一部について助成することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者
- (2) 中国残留邦人等円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支給給付等を受けている者
- (3) 次のアからオまですべての要件を満たす者で、成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用の全部又は一部について助成を受けなければ、制度の利用が困難であると町長が認める者
 - ア 町民税非課税世帯（世帯員全員が非課税）の者
 - イ 世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下の者
 - ウ 世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である者
 - エ 世帯員が居住する家屋その他の日常に必要な資産以外に利用しうる資産を所有していない者
 - オ 負担能力のある親族等に扶養されていない者

2 町長は、被後見人等が前項各号のいずれかに該当する場合には、被後見人等に対し、成年後見等の開始後に必要な成年後見人等に対する報酬等の全部又は一部について、別表に定める基準により助成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、成年後見人等が民法第725条に規定される被後見人等の親族である場合は、助成の対象としない。

(助成の申請等)

第6条 前条第1項の規定による助成を受けようとする者は、成年後見人等の選任の確定日の翌日から起算して60日以内に、豊山町審判請求費用助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

- 2 前条第2項の規定による助成を受けようとする者は、豊山町成年後見等報酬助成金交付申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて町長に提出するものとする。
- 3 町長は、前2項の規定による申請を受理した場合は、これを審査し、助成の可否及び助成金の額を決定し、豊山町成年後見制度利用支援助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 前条第3項の規定により助成金の交付決定を受けた者は、豊山町成年後見制度利用支援助成金請求書（様式第4号）を町長に請求するものとする。

（成年後見人等の報告義務）

第8条 助成金の交付を受けた利用者に係る当該後見人等は、当該利用者の資産状況及び生活状況に変化があったときは、速やかに、町長に報告しなければならない。

（助成金の取消し）

第9条 町長は、利用者又は利用者に係る当該後見人等が助成金を目的外に使用したとき、又は利用者の死亡若しくは資産状況若しくは生活状況の変化により助成の理由が消滅したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、その理由を付して豊山町成年後見制度利用支援助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により、利用者又は利用者に係る当該後見人等に通知するものとする。

（助成金の返還）

第10条 町長は、前条第1項により助成金の交付決定を取り消した場合において、対象経費の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 前項の返還命令は、豊山町成年後見制度利用支援助成金返還命令通知書（様式第6号）により行うものとする。

（成年後見制度利用支援会議）

第11条 町長は、この事業の利用の適否を決定するため、成年後見制度利用支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

- 2 支援会議は、福祉課長、福祉グループ長、保険課長、介護グループ長、包括支援グループ長、保健師又は社会福祉士のいずれか1人をもって組織する。

- 3 支援会議に会長を置き、保険課長をもって充てる。

- 4 支援会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第12条 成年後見制度利用支援事業の庶務は、生活福祉部保険課が行う。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月4日告示第45号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第22号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第33号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の各告示の規定に基づいて作成されている用紙は、この告示による改正後の各告示の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和4年3月31日告示第23号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第26号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	1月あたりの助成金上限額
社会福祉施設に入所している者	18,000円
社会福祉施設に入所していない者	28,000円

